

アンプロフェッショナルな学生の指導内容判断基準(運用方針)

アンプロフェッショナルな学生の指導内容の判断基準は、原則として以下の方針で運用するが、必要と判断した場合は、事例ごとに柔軟に運用することとする。

なお、この運用方針は在学中において全て継続するものであり、別事案であっても当該学生の報告回数に加算されていくものとする。

(例:3年次に不適切行為を行い、2回の報告書の提出があり指導した結果、改善が見られたが、4年次に別事案の不適切行為の報告があった場合、当該学生においては3回目の報告となる。)

1回目の事例報告

学生生活委員会、教務委員会、臨床実習委員会(以下「3委員会」という。)にて情報共有する。
報告内容により、学生部長及び教務部長(以下「両部長」という。)のいずれか、又は臨床実習委員長(以下「委員長」という。)が、当該学生と面談し、指導及び注意勧告を行う。
必要に応じて、両部長及び委員長のうち、2者もしくは3者で面談する場合もある。
必要に応じて、当該事例に関わった教職員の同席も認める。

2回目の事例報告

3委員会にて情報共有する。
両部長のうちいずれか、又は委員長が当該学生と面談し、指導及び注意勧告を行う。
必要に応じて、両部長及び委員長のうち、2者もしくは3者で面談する場合もある。
必要に応じて、当該事例に関わった教職員の同席も認める。
3回目の事例報告が出された場合は、保護者同席による面談を行い、懲戒処分の対象となる旨、通告する。

3回目の事例報告

3委員会にて情報共有する。
保護者同席による面談を行い、懲戒処分の対象となる旨、通告する。
これまでの事例報告を統合的に判断し、学生生活委員会にて懲戒処分について審議する。

※報告の回数に関わらず、その内容が「看過できない極めて重大な事例」である場合、例えば1回目の報告であっても、懲戒処分の対象とする。

※4回目以降の事例報告については、原則、3回目迄の報告内容を加味した上で、懲戒処分の審議を行う。

※精神疾患の可能性があると考えられる場合は、両部長のうちいずれか、又は委員長が当該学生と面談し、原則として本学病院精神神経科を受診するよう指導し、経過観察する。
必要に応じて、両部長及び委員長のうち、2者もしくは3者で面談する場合もある。
必要に応じて、当該事例に関わった教職員の同席も認める。